

広島県就労訓練事業認定事務取扱要領

(目的)

第1条 この事務取扱要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）による就労訓練事業の認定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の円滑な実施に資することを目的とする。

(事業の申請)

第2条 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）で定める申請書（省令様式第二号）により知事に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、省令で定める書類を添付しなければならない。

3 省令第20条の規定により厚生労働省社会・援護局長が定める誓約書の様式は、様式第1号とする。

(認定の通知)

第3条 知事は、審査を行い、申請に係る就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として省令で定める基準に適合していると認めるときは、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第2号）により、認定を行った旨を通知する。

(不認定の通知)

第4条 知事は、前条の認定を行わない場合は、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知する。

(事業変更の届出)

第5条 認定を受けた申請者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）について、省令第22条第1号又は第3号から第5号までに掲げる事項に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、同第2号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については様式第4号、事後届出事項については様式第5号）により、知事に届け出るものとする。

(事業廃止の届出)

第6条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第6号）により、その旨を知事に届け出るものとする。

(認定取消しの通知)

第7条 知事は、法第16条第3項の規定により、当該認定を取り消した場合は、様式第7号により認定就労訓練事業者であったものに通知する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日から施行する。